

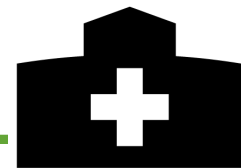
# 高齢者の在宅福祉サービス

～ ともに支えあい、いきいきと暮らせるまち ～

- ・ 救急医療情報キット
- ・ 高齢者等訪問給食サービス
- ・ 緊急通報装置、徘徊高齢者位置探索システム
- ・ 養護老人ホームの入所・高齢者住宅等安心確保事業
- ・ 成年後見制度支援事業
- ・ 紙おむつ支給・在宅高齢者等介護慰労金
- ・ はり・きゅう施術料、公衆浴場利用料の助成
- ・ 敬老バス、鹿屋市乗合タクシー乗車賃の助成
- ・ 高齢者祝金



# 救急医療情報キット ～もしもの時に備えて～



○市では、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯において、自宅での万一の事態に備え「救急医療情報キット」を作成し、希望者に配布をしています。

## 1 救急医療情報キットとは

救急医療活動に必要な氏名、生年月日、かかりつけ医、持病、服用している薬、救急隊員に気を付けて欲しいこと、緊急連絡先等の情報をあらかじめ記載しておき、「救命救急」に役立てるものです。

## 2 配布対象者

市内にお住まいの方で

- ① 65歳以上のひとり暮らし世帯の方
- ② 65歳以上の高齢者のみの世帯の方
- ③ 昼間ひとりになる65歳以上高齢者

## 3 手続きに必要なもの

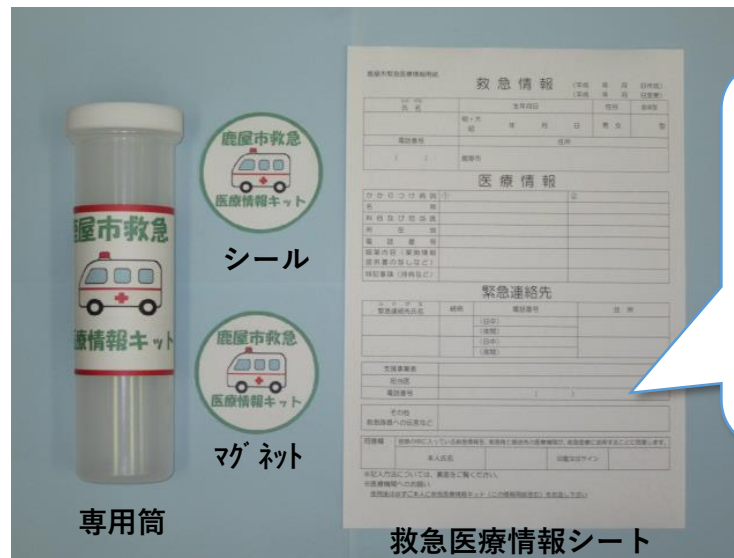
申請書、身分証明書

## 4 申請窓口

- ・本庁高齢福祉課 介護福祉係（1階7番窓口）
- ・各総合支所住民サービス課

## 5 使用方法

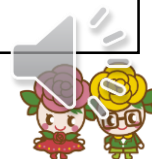
- ① **救急医療情報**を専用用紙に記入
- ② 薬剤情報提供書などの救急時に必要な情報をまとめて専用の筒へ
- ③ **冷蔵庫**に保管
- ④ 玄関ドアにマークシールを、冷蔵庫にマグネットを貼り付け



情報シートは  
**随時更新!**

万が一の時に備え  
ましょう。

※市の窓口や  
ホームページ  
から入手出来  
ます。



# 高齢者等訪問給食サービス ～もしもの時に備えて～

## 1 内容

在宅で日常生活を営むのに支障のある高齢者に昼食・夕食を配食し、食生活の改善、健康増進及び孤立感の解消を図り、併せて安否確認を行います。

## 2 利用可能日

週6日（月曜日～土曜日）

※ 日曜日と年末年始（12月30日～1月3日）を除く。

## 3 対象者

○老衰、心身の障害、傷病等の理由により食生活の支援が必要で定期的に安否の確認を必要とする次の方

- ① おおむね65歳以上又は障害者のみの世帯に属する方
- ② おおむね65歳以上の高齢者又は障害者で同居の親族が就労等のため昼間不在となる方
- ③ おおむね80歳以上の高齢者のみの世帯で同居の配偶者が介護を必要とし日常生活に支障のある方

< 次の全てを満たしている人が対象です >

- ・ 世帯員の誰もが食事の調達ができないこと
- ・ 見守りや食事支援のできる家族等が近くにいないこと
- ・ 家族の代わりに市が食事を配食し併せて見守りを行う必要があること

## 4 利用料金（1食あたり）

- 非課税世帯 400円
- 課税世帯 550円

## 5 手続きに必要なもの

申請書

## 6 申請窓口

- ・ 本庁高齢福祉課 介護福祉係（1階⑦番窓口）
- ・ 各総合支所住民サービス課



# 緊急通報装置・徘徊高齢者位置探索システム端末機の貸与 ～もしもの時に備えて～

## ■ 緊急通報装置の貸与

緊急事態（病気の悪化等）に緊急ボタンを押すとあんしんセンターに通報され、専門職員が対応する緊急通報装置を貸与します。

また、月1回あんしんセンターから安否確認の連絡があります。

### ○対象者

市内に居住している65歳以上のひとり暮らし高齢者で、慢性疾患等により日常生活上注意を要する状態にある方

### ○利用料金

月額1,650円

### ○手続きに必要なもの

申請書

### ○申請窓口

- ・本庁高齢福祉課 地域包括ケア推進係
- ・各総合支所住民サービス課

### ○その他

固定型（本体＋ペンダント）か携帯型か、どちらかをお選びいただけます。

※ 固定型はNTTアナログ回線が必要です。



## ■ 徘徊高齢者位置探索システム端末機の貸与

認知症の高齢者を介護している家族に対し、認知症の高齢者が徘徊した場合にその居場所を発見できる端末機を貸与しています。

### ○対象者

本市に居住し、徘徊のみられる認知症高齢者と同居している方



### ○利用者負担金

検索にかかる経費

- ・オペレーター応答 220円/回
  - ・インターネット利用回数が1月に2回を超える場合 110円/回
  - ・現場急行料金 11,000円/回
  - ・バッテリー交換代金（1年半毎）2,310円/個
- ※ 初期登録料、付属品代、各月基本料は市が負担

### ○手続きに必要なもの

申請書

### ○申請先

本庁高齢福祉課 地域包括ケア推進係



© 2005 TOSHIBA CORPORATION



# 養護老人ホームの入所・高齢者住宅等安心確保事業

～住まいの確保支援

## ■ 高齢者保護事業（養護老人ホーム入所措置）

高齢者が介護保険の介護福祉施設サービスを利用することが困難である場合や、養護者による高齢者虐待等、在宅において日常生活を営むのに支障があるものに対して、養護老人ホームへの入所措置を行います。

### ○対象者

65歳以上の方で、環境上の理由及び経済的な理由により住居での生活が困難な方。  
（原則として入院が必要な状態でないこと）

### ○利用者負担金

本人の収入、家族の住民税課税状況等により自己負担金あり。

### ○手続きに必要なもの

申請書、医師の診断書、戸籍謄本、住民票謄本、所得証明書、同一世帯の課税証明書

### ○申請窓口

本庁高齢福祉課 地域包括ケア推進係（1階⑦番窓口）

## ■ 高齢者住宅等安心確保事業

高齢者世話付き住宅に居住する高齢者に対し、生活指導・相談・安否確認・一時的な家事援助・緊急時の対応等のサービスを提供します。

### ○対象者

高齢者世話付き住宅の入居基準を満たす以下の世帯

- ①60歳以上の単身世帯
- ②夫婦のみの高齢者世帯  
（どちらかが60歳以上であれば該当）
- ③60歳以上の高齢者のみからなる世帯

### ○手続きに必要なもの

鹿児島県県営住宅及び鹿屋市市営住宅の入居に必要な書類

### ○申請先

- ・本庁建築住宅課
- ・各総合支所産業建設課

### ○施設名

- シルバーハウジング
- ・ウィズ下祓川市営住宅（12戸）
  - ・桜ヶ丘市営住宅（30戸）
  - ・グリーンビレッジ吾平（市営7戸・県営5戸）



© 2005 TOSHIBA CORPORATION



# 成年後見制度支援事業

## ■ 成年後見制度利用支援事業

認知症、障害などの理由で判断能力が十分でない方々で、財産の管理や重要な法律行為などを自分ですることが困難なために後見人などが必要となっていて、配偶者及び4親等以内の親族がいない方、又は、親族があっても音信不通などの状況で申し立ての手続きの困難な方に対し、親族の代わりに市長が家庭裁判所に審判の申し立てをします。

○申し立てに必要な経費は市が負担します。  
(ただし、負担能力のある方には後日求償します。)

### ○対象者

本市に居住し、かつ、住民登録を有する満65歳以上の人

### ○申請先

・本庁高齢福祉課 地域包括ケア推進係（1階⑦番窓口）



# 紙おむつ支給・在宅高齢者等介護慰労金 ～介護を行う家族への支援

## ■ 紙おむつ支給事業

紙おむつの必要な寝たきり高齢者や認知症高齢者を抱える家族に対して、在宅生活の支援として紙おむつを支給します。

### ○対象者

以下の要件の全てに該当する要介護者を、在宅で介護している方（市内に居住し、住民基本台帳に登録されていること）

1. 市内に居住し、住民基本台帳に登録されている者で、要介護認定を受けている者
2. 要介護認定申請に係る調査又は主治医意見書において、障害高齢者の日常生活自立度がB以上又は認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上と判定され、かつ、常時おむつが必要な状態が3か月以上継続している者
3. 当該年度（4月から6月までは前年度）において市町村民税が課税されていない者
4. 在宅日数が1月当たり20日以上であること
5. 医療機関や介護施設等に入院又は入所していないこと

### ○支給方法・支給内容

- 1月あたり1,000円の給付券を3枚支給します。
- 市が指定する店舗で、紙おむつ(フラット型、テープ止め型、パンツ型及び尿取りパッド)を購入する際に給付券を利用できます。

### ○申請先

- ・ 本庁高齢福祉課 介護福祉係（1階⑦番窓口）

## ■ 在宅高齢者等介護慰労金

在宅の寝たきり高齢者や重度認知症高齢者、要介護障害者の方を介護している方に慰労金を支給します。

### ○対象者

以下の要件に該当する要介護者を、在宅で介護している方

- ※ただし、資格認定日において1年以上市内に居住し、住民基本台帳に登録されていること
- 資格認定日（毎年8月1日、2月1日）において、要介護2（重度認知症）以上の認定を6ヵ月以上受けている65歳以上の方、または、要介護障害者（20～64歳）の方

### ○支給額

要介護4・5の方の介護者	年額6万円
要介護2（重度認知小）・3の方の介護者	年額3万円
要介護障害者の方の介護者	年額3万円

### ○手続きに必要なもの

- ・ 申請書（民生委員の証明が必要）
  - ・ 介護者名義の預金通帳
  - ・ 要介護者の介護保険被保険者証（65歳以上）
- 【申請時期】 8月、2月

### ○申請先

- ・ 本庁高齢福祉課 介護福祉係（1階⑦番窓口）



## ■はり・きゅう施術料の助成

市が指定する施術院（30か所）でのはり・きゅう施術にかかる料金の一部を助成します。

### ○対象者

市内に住所があり、居住している満65歳以上の方

### ○助成金額

1回につき500円×年20回まで（上限1万円）

### ○手続きに必要なもの

申請書、身分証明書

### ○申請窓口

- ・本庁高齢福祉課 介護福祉係（1階⑦番窓口）
- ・各総合支所住民サービス課



## ■公衆浴場利用料の助成

市が指定する公衆浴場（28か所）での入浴にかかる料金の一部を助成します。

### ○対象者

市内に住所があり、居住している満65歳以上の方

### ○助成金額

1回につき100円×年16回まで（上限1,600円）

### ○手続きに必要なもの

申請書、身分証明書

### ○申請窓口

- ・本庁高齢福祉課 介護福祉係（1階⑦番窓口）
- ・各総合支所住民サービス課





# 敬老バス・かのや市乗合タクシー乗車賃の助成～外出支援・介護予防



## 1 助成内容

○「市内のバス」「かのや市乗合タクシー」を利用した際の乗車賃の一部を助成します。

(空港バスや鹿児島中央駅直行バスでの利用も対象です。)  
(かのや市乗合タクシーは「天神・船間地区」のみで運行)

### 【助成額】

ICバスカード購入額、乗合タクシー乗車賃の1/2の額(年間上限額5,000円)

※対象期間は毎年度4月1日から3月31日まで

## 2 対象者

市内に居住し住民登録を有する満70歳以上の人

## 3 手続きに必要なもの

### ① ICバスカード購入費の助成申請

- 購入又は積み増しをしたICバスカード
- 領収書 ○ 身分証明書 ○ 本人名義の預金通帳

### ② かのや市乗合タクシー乗車賃の助成申請

- 身分証明書 ○ 本人名義の預金通帳

※申請期限は、毎年度3月末日です。

## 4 申請窓口

- ・本庁高齢福祉課 介護福祉係 (1階⑦番窓口)
- ・各総合支所住民サービス課
- ・各出張所

スマートフォンで  
申請書の事前作成  
ができます！



【対応ブラウザ】  
iPhone「Safari」  
Android「Chrome」

※スマートフォンでQRコードを読み込み必要事項を入力



## 高齢者の運転免許証の自主返納を支援しています

- 手続きに必要なもの  
：警察署から送付される「自主返納カード」
- 申請窓口  
：本庁安全安心課 (3階) ☎0994-31-1124

## 運転免許証を自主返納した65歳以上の方に対する特典

- ① かのやばら園無料入園券(10枚)、ばらの苗引換券(1枚)贈呈
- ② バスのICカードの交付(9千円分)
- ③ タクシー利用券の交付(9千円分：500円×18枚)  
※ 市内タクシー会社(8社)でのご利用が可能です。  
※ 利用期限は交付を受けた翌年度の3月31日までです。
- ④ くるりんバス無料(令和5年3月31日まで)
- ⑤ タクシー運賃1割引(一部のタクシー会社のみ)

※ ②と③はいずれかの交付となります。



# 高齢者祝金

## ■ 高齢者祝金

長寿を祝福し、敬老の意を表するため、  
節目の年に祝金を支給しています。



### ○ 対象者

- ① 9月1日現在（基準日）において、1年以上市内に居住し、かつ、住民登録を有する80歳、88歳、101歳以上の方。
  - ② 誕生日現在において、1年以上市内に居住し、かつ、住民登録を有する満100歳の方。
- ※1年以上市外の施設（病院）に入所（入院）している方は、対象外となります。

### ○ 祝金額

年 齢	祝金額
80歳	5千円
88歳	1万円
100歳	8万円
101歳以上	3万円

### ○ 支給方法

座振込又は現金

※ 対象者①の方には、支給対象予定者に市から通知文を送付します。

